

(長野県警察の組織に関する条例の一部改正)

第15条 長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県長野南警察署の項中「のうち大岡村」を削り、同表の長野県更埴警察署の項を次のように改める。

長野県千曲警察署	千曲市	埴科郡 千曲市
----------	-----	---------

附 則

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第48号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定による古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定

認定手数料 17,000円

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成14年法律第115号）の施行の日から施行する。

生活安全企画課

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「県道長野豊野線、一般国道19号線」を「市道長野中央通り、一般国道19号」に、「及び一般国道406号線」を「、一般国道406号（市道長野西234号線との交差点から市道長野西64号線との交差点までの区間に限る。）及び市道長野西64号線」に改める。

別表第2及び別表第3中「更埴市 佐久市」を「佐久市 千曲市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、平成15年9月1日から施行する。

生活安全企画課

長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第50号

長野県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成15年9月1日から平成17年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における長野県議会の議員の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第15条第1項の規定により、当該合併の日から当該合併の日の直前の一般選挙により選挙された長野県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

調査課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第44号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第60条の2第2項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第66条の3中「第70条の4第5項」を「第70条の4第6項」に改める。

第66条の4第1項中「第70条の4第14項」を「第70条の4第15項」に改める。

第66条の5中「第70条の4第21項」を「第70条の4第22項」に改める。

様式第88号の3中「農業者年金基金法」を「独立行政法人農業者年金基金法」に改める。

様式第88号の5中「第70条の4第7項」を「第70条の4第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税務課

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年7月24日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第8号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第7号まで」を「第6号まで」に改め、同条第3号中「規定する退職手当」の次に「のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号のイに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当」を加え、「再就職手当」を「就業手当」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 退職手当条例第10条第11項第4号に規定する退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号のロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当に関する支給事由届出書（様式第5号の2）

第5条第6号中「同項第7号」を「同項第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「同項第6号」を「退職手当条例第10条第11項第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 退職手当条例第10条第11項第4号に規定する退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当に関する支給事由届出書（様式第6号）

「 技能 習得 手当 」 を に改める。 「 性別 男・女 生年 月日 年 月 日 台帳 番号 」 を 「 台帳番号 」 に改める。 「 雇入年月日 年 月 日 採用内定年月日 年 月 日 職 种 雇 用 期 間 」 を 「 雇入年月日 年 月 日 採用内定年月日 年 月 日 職 种 一週間の所定労働時間 時間 分 賃金月額 万 千円 雇用期間 ア 定めなし イ 定めあり → (年 月 日まで 年 カ月) 」 に、 に、「又は常用就職支度金」を「、常用就職支度金又は常用就職支度手当」に、「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「及び常用就職支度金」を「、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当」に改め、同様式を様式第5号の2とし、様式第4号の次に次の様式を加える。		
技能 習得 手当	(2) 受講手当	
特定職種受 講手当	(3) 通所手当	
通所手当	(4) 就業手当	
再就職手当	(5) 再就職手当	
常用就職支度金	(6) 常用就職支 度手当	

「
性別
男・女
生年
月日
年 月 日
台帳
番号
」
を

「
台帳番号
」
に改める。

「
雇入年月日
年 月 日
採用内定年月日
年 月 日
職 种
雇 用 期 間
」
を

「
雇入年月日
年 月 日
採用内定年月日
年 月 日
職 种
一週間の所定労働時間
時間 分
賃金月額
万 千円
雇用期間
ア 定めなし
イ 定めあり
→
(年 月 日まで
年 カ月)
」
に、
に、「又は常用就職支度金」を「、常用就職支度金又は常用就職支度手当」に、「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「及び常用就職支度金」を「、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当」に改め、同様式を様式第5号の2とし、様式第4号の次に次の様式を加える。

「事業主氏名 ㊞」を「事業主氏名 ㊞」に、「又は常用就職支度金」を「、常用就職支度金又は常用就職支度手当」に、「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「及び常用就職支度金」を「、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当」に改め、同様式を様式第5号の2とし、様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第5号)(第5条関係)

就業手当に相当する退職手当に関する支給事由届出書

氏名		台帳番号	
住所又は居所			
1就職先の事業所 (下記2(1)の場合のみ記載)	名称	事業所番号	
	所在地	(電話)	
2職業に就いた日等	(1) 一の雇用契約の期間が7日以上である場合		
	一週間の所定労働時間	時間 分	雇用年月日 年 月 日
	雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり	→ 年 月 日まで (年 カ月)
	支給対象期間中の就業日数	合計	日
	(2) (1)以外の就業		
	就業先の事業所等	就業期間	就業日数
(電話)		日	
	合計	日	

上記1及び2(1)の記載事実に誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名

印

(法人のときは名称及び代表者氏名)

上記1及び2の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主 (関連事業主を含む。)であるか否か。	ア 離職前事業主である。 イ 離職前事業主ではない。
届出に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか否か。	ア 雇用の予約があつた。 イ 雇用の予約はない。
届出に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1カ月である場合に、安定所又は職業紹介事業所の紹介を受けたか。	ア 紹介を受けた。 イ 紹介を受けていない。
職業紹介事業所の名称	(電話)

長野県職員の退職手当に関する規則第5条の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

任命権者 殿

氏名

印

備考

「 様式第6号中 「常用就職支度金に相当する退職手当に関する支給事由届出書」を 「常用就職支度手当に相当する退職手当に関する支給事由届出書」に、」

雇入年月日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種		雇用期間	

を

雇入年月日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種		一週間の所定労働時間	時間 分
賃金月額	万 千円	雇用期間	ア 定めなし イ 定めあり → (年 月 日まで 年 カ月)

に、

「事業主氏名 ㊞」を「事業主氏名 ㊞」に、「おける」を「おける就職についての」に、「又は常用就職支度金」を「、常用就職支度金又は常用就職支度手当」に、「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に、「及び常用就職支度金」を「、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当」に改める。

「 様式第10号中 「 」性別 男・女 台帳番号 「 」を

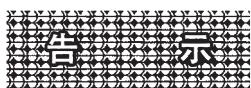
「 」台帳番号 「 」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間におけるこの規則による改正前の長野県職員の退職手当に関する規則の適用については、同規則第2条中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）第1条の規定による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「旧雇用保険法」という。）」と、同規則第3条第4項、第8条及び第13条中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成15年長野県条例第45号。以下「改正条例」という。）附則第7項の規定による退職手当の額は、改正条例による改正後の長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）第10条の規定によるものとした場合の退職手当の額と改正条例附則第2項、附則第3項及び附則第6項の規定によるものとした場合の退職手当の額とのいずれか多い額とする。
- 改正条例附則第8項ただし書の規定による退職手当の額は、改正条例附則第8項本文の規定を適用するものとした場合の退職手当の額と改正条例附則第2項、附則第3項及び附則第6項の規定によるものとした場合の退職手当の額とのいずれか多い額とする。

人事委員会事務局



長野県告示第371号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年7月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

長野市立更北公民館小島田分館建設事業及びこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

長野市小島田町字中通沖地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

長野市立更北公民館小島田分館建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館に関する事業に該当し、本体事業に伴う附帯工事（以下「附帯工事」という。）は、法第3条第35号に掲げる本体事業のために欠くことができない通路に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

申請事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な